

第二二回

参第一六号

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律（案）

（目的）

第一条 この法律は、国立又は公立の学校に勤務する女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合において、その休暇中当該女子教育職員等に代つてその職務を行わせ、又はその職務につき補助させるための教育職員の任用等に関し必要な事項を定め、もつて女子教育職員の母体の保護を図りつつ、学校教育の正常な実施を確保することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。

2 この法律において「教育職員」とは、校長（園長を含む。以下同じ。）教員、実習助手及び寮母をいう。

3 この法律において「教員」とは、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者に限る。）をいう。

4 この法律において「併任」とは、いかなる任用の方法をもつてするを問わず、現に教育職員の職に任用されている者を、その職を保有させたまま、他の教育職員の職に任用することをいう。

（国立又は公立の学校における教育職員の任用）

第三条 国立又は公立の学校に勤務する校長以外の女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合においては、任命権者は、その休暇中当該女子教育職員に代つてその職務を行わせるため、校長以外の教育職員を任用しなければならない。

2 国立又は公立の学校に勤務する女子の校長が産前産後の休暇をとる場合において、その休暇中当該学校における教員が当該校長の職務を行うときは、任命権者は、当該教員が校長の職務を行う期間中その職務の負担の加重により当該教員が正常に行うことの困難となるその本来の職務の一部を当該教員に代つて行わせ、又は当該本来の職務につき当該教員を補助させるため、教員を任用しなければならない。

（任用の方法）

第四条 前条の規定による任用は、臨時的任用以外の方法によつて行わなければならない。ただし、次条第一項に規定する場合は、この限りでない。

2 前項の規定による任用は、併任以外の方法によつて行わなければならない。ただし、前条第一項の女子教育職員の職又は同条第二項の校長の職務を行う教員の本来の職のうち併任に係るものがある場合には、その併任に係る職については、併任によつて行うことを妨げない。

（臨時的任用）

第五条 第三条の規定による任用を臨時的任用以外の方法によつて行うことができない場合又はその方法によることが著しく困難な場合には、同条の規定による任用は、十四週間をこえない期間の臨時的任用によつて行うことができる。

- 2 前項の規定による臨時的任用については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十条第一項から第三項まで及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条第二項から第五項までの規定は適用しない。

（私立の学校において講ずべき必要な措置）

第六条 私立の学校においては、当該学校に勤務する女子教育職員の産前産後の休暇中、その学校教育の正常な実施を確保するため、当該女子教育職員に代つてその職務を行わせる教育職員を補充する等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行の際現に任命権者が、女子教育職員に対し、十二週間をこえる期間の産前産後の休暇を与えることができるものとされている地方公共団体にあつては、第五条の規定の適用については「十四週間をこえない期間」とあるのは「女子教育職員のとる休暇の期間の前後にそれぞれ一週間を加えた期間」と読み替えるものとする。
- 3 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「職員」の下に「（女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律（昭和三十年法律第 号）第五条第一項の規定により臨時的に任用される職員を除く。）」を加える。

- 4 教育委員会法（昭和二十三年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第三項中「職員」の下に「（女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律（昭和三十年法律第 号）第五条第一項の規定により臨時的に任用される職員を除く。）」を加える。

- 5 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「採用」の下に「（臨時的任用を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

- 6 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び休職者」を「、休職者及び女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律（昭和三十年法律第 号）第五条第一項の規定により臨時的に任用される者」に改める。

理 由

女子教育職員の母体の保護を図りつつ、学校教育の正常な実施を確保するため、小学校、中学校等に勤務する女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合において、その休暇中当該女子教育職員等に代つてその職務を行わせる等のため教育職員を任用する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

総額 約六千三百万円（昭和三十年年度）